

規制シート(様式)

190194801740001

平成28年12月15日

規制の名称	港則法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	港則法(昭和23年法律第174号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海上保安庁交通部航行安全課 課長 笠尾 卓朗
規制目的	港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ること。		
規制内容の概要	<p>港則法は政令で定める港に適用しており、以下に掲げる規制等を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入出港の港長への届出等、入出港及び停泊に関する規制 ・航路を航行しなければならない義務等、航路及び航法に関する規制 ・特定港における危険物の積込等に対する港長の許可等、危険物に関する規制 ・港内への廃物の投棄制限等、水路の保全に関する規制 ・港内において船舶が表示すべき灯火等に関する規制 ・港内における工事等に対する港長の許可等、危険の防止に関する規制 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	<p>1 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律(平成21年法律第69号)</p> <p>(1)航路外での待機の指示に関する規定を新設</p> <p>(2)効率的な港内の交通整理の手法の導入</p> <p>(3)異常な気象等の場合の危険防止のための命令等を新設</p> <p>2 海上交通安全法等の一部を改正する法律(平成28年法律第42号)(未施行)</p> <p>(1)指定港の定義を新設</p> <p>(2)事前通報の手続簡素化など、効率的な港内の交通整理の手法の導入</p> <p>(3)非常災害時における海上保安庁長官の措置等を新設</p>	関連する政策評価結果	平成24年政策レビュー 新たな船舶交通安全政策の推進 (http://www.kaiho.mlit.go.jp/seisaku/reviiew-h24.pdf)
規制を維持、改革又は新設する理由	「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」及び「海上交通安全法等の一部を改正する法律」の検討過程において、交通政策審議会等において関係者の意見を踏まえ検討を行うなど、所要の規制の見直しを実施してきており、引き続き、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため規制を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		